平成２３年（フ）第７０７６号
大阪府吹田市山手町４丁目27番17号
債務者　秋田　　栄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３５号
大阪市平野区喜連２丁目４番９号
債務者　東口　裕紀
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５４号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番10―407号、事業所所在地大阪府東大阪市池島町４―12―６
債務者　マルエー精工こと　北薗　俊朗
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１６４号
大阪市旭区清水４－３―17　K’sコート清水201号、住民票上の住所大阪市生野区新今里２丁目９番７号　第２シャトー山下
債務者　原　　行雄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７５号
大阪府八尾市南本町１丁目４番11号　メゾン清水１Ｆ－Ｂ号、前住所大阪府東大阪市新上小阪16―３―1008
債務者　奥野　　岐
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９０号
大阪市城東区今福東１丁目４番41号
債務者　寺尾　　覺
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４９号
大阪府門真市岸和田２丁目５番15号
債務者　小田　香織
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６４号
大阪市東成区中道３丁目７番11号　南平昌広方
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３７号
大阪府茨木市新和町15番10号
債務者　松尾　竜二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３８号
大阪府茨木市新和町15番10号
債務者　松尾　純子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５７号
大阪市平野区瓜破南２丁目４番145号
債務者　坂本　留美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６１号
大阪府四條畷市美田町16番21号
債務者　隈谷　清美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０１号
大阪府豊中市豊南町南５丁目12番14号
債務者　神場矢健二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１０号
大阪市生野区桃谷２丁目23番17号　ハイツ桃谷201号
債務者　西岡　賢次
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１８号
大阪市阿倍野区美章園２丁目10番９号
債務者　坂本　庄三
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４１号
大阪府東大阪市玉串町西２丁目２番21―201号
債務者　秋田　一也
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４２号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目２番31号
債務者　木村　千鶴
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部